

鎌倉市教育委員会 令和2年5月定例会会議録

○日時 令和2年(2020年)5月20日(水)
午前9時30分開会 11時17分閉会

○場所 鎌倉市役所 全員協議会室

○出席委員 安良岡教育長、齋藤委員、山田委員、下平委員、朝比奈委員

○傍聴者 1人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 令和2年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)に係る専決処分の報告について

イ 令和2年度(2020年度)市立小・中学校学級編制について

ウ 鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について

エ 令和元年度(2019年度)鎌倉市教育センター相談事業の報告について

オ 行事予定(令和2年(2020年)5月20日～令和2年(2020年)6月30日)

日程2 議案第7号

鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

日程3 議案第8号

令和3年度(2021年度)使用教科用図書採択方針の一部変更について

日程4 協議事項

令和2年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について

日程5 協議事項

市立小学校及び中学校並びに教育委員会施設の再開方針について

安良岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより5月定例会を開会する。新型コロナウイルス感染防止を図るため、傍聴については極力ご遠慮をいただいているところであるので、教育委員会の5月定例会についても会議の音声データを録音し、希望者に貸出を行うこととしているので、ご承知いただきたい。なお職員も部長と次長の対応ということで出席をして

いるので、よろしく願います。

それでは本日の会議録署名委員を齋藤委員に願います。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

なお、日程の4協議事項「令和2年度鎌倉市一般会計補正予算教育委員会所管部分について」は、議会の議決を諮るべきものため、また、日程の5協議事項「市立小学校及び中学校並びに教育委員会施設の再開方針」については、不正確な理解や誤解を与えることで混乱を招く恐れがあるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定によって非公開にしたいと思うが、ご異議ないか。

(異議なし)

安良岡教育長

それでは異議なしと認め、日程の4及び日程の5については非公開とさせていただく。公開の案件が終了したのちに協議等を行うこととする。では日程に従い議事を進めさせていただく。

1 報告事項

(1) 教育長報告

安良岡教育長

4月7日に緊急事態宣言を受け、前回ご報告したとおり、5月6日まで学校を休業としていたが、5月の連休が始まるということで、鎌倉市では4月30日に市の基本方針として、5月31日まで施設の閉鎖等を継続するという方針を決めたことを受け、学校においても5月31日まで休業を延長したところである。4月27日に既に校長会を開催し、なんらかの方針が出た時には、すぐ家庭にも連絡ができるよう対応していたので、改めて連絡だけでその時は済ませていただいた。学校については休業を5月31日まで、そして施設等についても5月31日まで休業、閉館としているところである。

小学校・中学校においては、4月も学校別に、そして5月も休みということが続いていたので、課題配付日というのを小学校・中学校ともに設定し、5月11、12、13日に一度に子どもたちが集まることのないよう時間差を設けたりしながら、学校に来る時間を作ったところである。また、子どもたちが近所の公園に集まって密になっているというような状況もある中で、小学校では5月14日から午後1時半から3時半まで校庭開放を行って、学校の校庭で遊ぶよう子どもたちにも周知しているところである。

社会教育施設においても、5月31日まで休館としているので、今後再開等について5月21日あるいは5月31日というところで、今後の緊急事態宣言の解除ということが出るだろうという中で、どう再開していくかということについては、先程お話ししたように、協議事項の中でまたご意見いただければと思うのでよろしく願います。

(2) 部長報告

教育部長

4月の臨時会の概要についてご報告をさせていただきたいと思う。4月の臨時会については4月28日から30日の3日間で開催された。内容については、主に新型コロナウイルス対策に関連する補正予算を計上した関係である。

教育部からは何点かあり、まず1点目が専決処分の承認ということで、令和元年度の一般会計補正予算について、市長が専決をしたものについて議会の承認をいただいたところである。内容については一人一台端末を配付していこうというGIGAスクールに関連して、国の補助金が大幅に減額されたということで、その分の財源構成を補助金の入りが減った分を起債、借金をする部分と、財政調整基金から充てるという形で専決処分を市長がしたので、その承認をいただいたところである。

2点目は教育委員会から、今お話したコロナウイルス関連の補正予算を計上させていただいて、まず1点目はこの後の専決処分の報告でさせていただくが、生活学習支援事業ということで休校中の子どもたちに対するオンラインでの生活支援と学習支援ができるような体制をとということでそれにかかる経費の補正予算を計上させていただいた。次に中学校給食については3月分がまるまる休校になったので、業者への支払いについてだが、現状中学校給食の業者と契約しているものについては一食あたりの単価かける食数ということになっていたもので、3月分は食数がないのでお支払いができないような状況になったが、契約上初期投資している部分についても市が負担するというので当初契約にしていることもあり、そういった部分も払えるような形での契約変更をするための議案としての上程をさせていただいたところである。内容については総員での可決をいただいて、それぞれ予算の執行をしているところである。

(3) 課長等報告

ア 令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

それでは次に課長等報告に移りたいと思う。報告事項のア「令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管）に係る専決処分の報告について」、報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

令和2年度鎌倉市一般会計補正予算（教育委員会所管部分）に係る専決処分の報告について説明する。

議案集1ページをご覧ください。本件及び報告事項ウで説明する一斉臨時休業の専決処分については、本来教育委員会の会議に提案すべき事項であるが、急施を要し会議に提案する時間的余裕がなかったため、鎌倉市教委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2

条第2項の規定に基づき、鎌倉市教育委員会教育長による専決処分をもってその事務を代理したことを、同規則第5条の規定により報告するものである。

議案集は2ページをご覧いただきたい。専決処分を行った補正は教育部の事業費の歳出予算になる。55 款 教育費、5 項 教育総務費、15 目 教育指導費、◎情報教育時事業は1億6,126万円の増額で新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策のため、3月3日から市立小中学校は臨時休校措置をとっており、オンラインによる児童生徒と学校をつなぐ生活学習支援体制を早急に整備するため、タブレット端末等の賃借料の増額補正を行ったものである。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項アは了承された)

イ 令和2年度市立小・中学校の学級編制について

安良岡教育長

次に報告事項のイ「令和2年度市立小・中学校の学級編制について」、報告をお願いします。

教育部次長

報告事項イ「令和2年度の市立小中学校の学級編制について」、令和2年5月1日現在の小中学校児童生徒数及び学級数についてご報告する。議案集は4ページ、小中学校児童生徒数及び学級数の表をご覧いただきたい。この表は小学校1年生が1学級35人、小学校2年生から中学校3年生までが1学級40名を基準とした学級編制である標準学級数を記載しており、この学級数が教職員の定数を決定する。人数や学級数、昨年度からの増・減については右下の総括表をご覧いただきたい。次に、実際の学級編制の状況についてご報告する。議案集5ページの児童生徒数及び学級数(実学級数)をご覧いただきたい。この表では実際の学級数を記載している。標準学級数と異なるのはまず普通学級の小学校2年生である。35人以下の少人数学級編制をするため、色のついている6校で1学級ずつ増となっている。また3年生から6年生で色のついている8学級においては、学校判断において加配定数を使って少人数研究を実施するとともに、標準学級数より1学級ずつ多い学級数になっている。概要については右下の表をご覧いただきたい。

(質問・意見)

安良岡教育長

小学生が100人減ってきている。今後、このような状況が少しずつ減っていくかとは思いますが、ちょうど学級が減らない人数であれば教員も減らなくて済むのだが、ここで学級数がどんどん減っていくとなると、先生方も採用できなくなってしまうのが難しいところかと思う。

5 ページは、次長から話があったように、40 人ではもう目一杯であるということで、2 年生は 35 人学級にするため 1 クラス増えているところ、それから 3 年生から 6 年生はいろいろな学校の状況に応じて、この学年の子どもたちは 1 クラス増やして 1 クラスの人数を少し少なくしようといった取組をしているということである。

(報告事項イは了承された)

ウ 鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について

安良岡教育長

次に報告事項のウ「鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について」、報告をお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

報告事項のウ「鎌倉市立小中学校における一斉臨時休業に係る専決処分の報告について」、報告をさせていただく。議案集 6 ページをご覧ください。鎌倉市教育委員会では新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、学校保健安全法 20 条の規定にもとづき、令和 2 年(2020 年) 3 月 3 日(火) から同 3 月 25 日(水) までの間及び 4 月 7 日(火) から 5 月 6 日(水) までの間、鎌倉市立小学校及び中学校の一斉臨時休業を行ったものである。しかしながら、現時点においても国内における新型コロナウイルス感染症の罹患者等の状況は依然として厳しく、特に神奈川県鎌倉保健福祉事務所管内においても、予断を許さない状況が続いている。そのため、引き続き児童生徒の感染リスクを軽減させ、その健康を守ることを第一にすべきという観点から、学校長と協議を行うなど慎重に検討を重ねた結果、令和 2 年(2020 年) 4 月 30 日(木) に鎌倉市教育委員会教育長による専決処分を行い、すべての小中学校を引き続き令和 2 年(2020 年) 5 月 7 日(木) から、同 5 月 31 日(日) まで臨時休校をすることとした。

(質問・意見)

安良岡教育長

教育委員の皆さまには本当に決まってからお知らせするということになり大変申し訳ないと思っているが、このような形で報告させていただきたいと思っている。5 月 31 日までということで、全国で見えていくとすでに解除されたところでは学校の再開をされているという状況もあるが、今のところ鎌倉でも 5 月 31 日までには休業という方向で考えてはいるところである。

(報告事項ウは了承された)

エ 令和元年度（2019年度）鎌倉市教育センター相談事業の報告について

安良岡教育長

次に報告事項エ「令和元年度（2019年度）鎌倉市教育センター相談事業の報告について」、報告をお願いする。

教育部次長

報告事項エ「令和元年度（2019年度）鎌倉市教育センター相談事業報告について」、報告する。

議案集 8 ページ、資料 1 は相談室における利用状況である。相談人数及び延べ相談件数は表 1 のとおりだが、件数等は隔年で増減する傾向があり、令和元年度は 3 月の休校として、特殊要件を除いても前年度より 8 割程相談件数が減っている。

表 2 の相談内容別の傾向として、小中学校ともに増えているのは、生活、行動、進路、学校生活等になっている。また不登校等、発達上の課題、家族養育等については相談人数、件数とも多いものの、中学校に関する相談は減少している。

表 3 は教育支援教室ひだまりの通級状況をまとめたものである。3 月末現在の登録者は小中学校ともに合わせて計 22 名で、このうち通室していた中学 3 年生 9 名については全員が進路を決めて卒業した。

議案集 9 ページ資料 2 は、鎌倉市に配置されているスクールカウンセラーの相談実績である。合計相談件数は 3,501 件となり、昨年度 2,909 件に比べて約 600 件増加した。

また資料 3 の教育相談員の小学校での相談実績においても、相談件数は 2,065 件で、昨年度に比べ 333 件増加した。教育相談員やスクールカウンセラーを小学校に配置することで、保護者が各小中学校で相談をする機会が増えたことと、児童生徒自身や教職員による活用が増えたことが、学校での相談件数の増加に繋がっていると考えられる。特に小学生の相談が増加していることから、令和 2 年度から教育相談員の小学校への派遣を月 1 回から月 2 回に増やし、低学年から相談機会の増加を図り、小学校から中学校へ継続した支援ができるよう取り組んでいく。相談室におけるいじめ相談ダイヤルの相談件数の減少も、直接相談等が受けられる機会が増えて、学校との関わりの中で解決しているケースが増えたことによるものと考えている。発達上の課題は全国的な課題となっており、件数も増加傾向にある。

教育センターは平成 30 年から WISC-IV の発達検査を開始した。令和元年度は 19 件実施し、検査結果は家庭や学校にフィードバックすることで、子どもの特性に合わせた支援を行えるように活用している。今後も本人の成長に合わせて有効な支援ができるよう継続した相談を目指していきたいと考えている。

新型コロナウイルス感染拡大防止により、休校となった 3 月以降、相談室への相談は減少している。一方で休校期間が長期化し、家庭でさまざまなストレスがあらわれていることが考えられる。教育センターでは全教職員には議案集 11 ページの資料 4 のアクションプランを配布し、また議案集 13 ページの資料 5 の保護者向け文書と市のウェブページにて子どもの安全とストレスの対応の仕方、相談期間等を紹介するなど保護者が抱える不安等に寄り添う情報の提供などに努めており、引き続き積極的な情報発信や、相談の充実等に取り組んで行く。また、県において 5 月 11 日から LINE 相談による SNS いじめ相談かながわを開始した

ことから、学校を經由して相談カードの配布、市のウェブでの周知も図ったところである。

(質問・意見)

下平委員

2点あるのだが、1点は不登校とかいじめが減ったのはよかったのだが、生活に関する問題が増えているということであったが、具体的にどんな問題が増えているのか。それと今こうして休業中の教育センターがどのようにして運営されているのか、どのような配慮があって運営されているのかということをお伺いしたい。

教育部次長

生活行動面については、昨年度との比較で特に今年が増えた部分では、子どもたち、特に小学校の部分で子どもたちのちょっとしたトラブル、性格的な部分、または行動的な部分で行き違いが発生しているというところが、目立つというよりは発生したと推測している。あとは進路の部分でも悩みが多々あり、そこが増えているというのが今のところ状況として出ている。運営面では、先程お話したように、学校に派遣する人も月1回から2回に変えるなど、より充実させるように各学校で取り組めるように派遣を増やしたということもある。

下平委員

この分け方が被る部分があるような気がする。例えば、生活パターンが崩れているということと不登校と、どのように分けているのかとか、学校での友人とのトラブルみたいなものを、性格・行動の方なのか、いじめなのかいじめでないのかとか、そのあたりが曖昧なので、どちらに入れるかでだいぶ件数が違ってくると思ったので、後ほど伺いたい。それと人を増やして対応して下さっているということなのだが、これは通常どおり教育センターは、今やっているということか。休業の期間、閉館の期間だったり、時間制限をしたりとか、そういうことではなく、通常通り自由に相談を受けられる状態になっているということか。

教育部次長

そうである。ただ、件数は通常よりは少ない。

下平委員

本当に皆さんも考えて下さっていると思うのであるが、これから学校が始まるとこれだけ長く子どもたちが自宅にいたという面で、なかなか学校に行きづらくなったり、過去から家庭的な問題を引きずっていた子どもたちは、その問題がいつそう広がっている可能性がある訳で、そのあたりは教職員の方々はもちろんなのだが、苦労がいろいろ起こってくることが想定できるので、いろいろなことを準備して臨んでいただきたいと思いますというのでお願いします。

山田委員

二つ質問させていただく。最初にコロナ以降、相談が減っているというお話があったけれども、これは家庭内の混乱が、家庭でいろいろと問題が起こっているのではないかと

ている中で、その相談が減っているということは同じ家の中に子どもと親が一緒にいることで双方が相談しづらい環境にあるということなのか。あるいは学校が無いことで、逆に問題があまり起こりづらくなっているのかとか、そのあたりは答えは分からないかと思うのだが、推測で結構なので教えていただきたい。あと、SNS の受付を始められたが、これによって大きく生徒側、特に相談する側にとって、結構相談しやすくなったとか、相談のやりとりがしやすくなったとか、問題が解決しやすくなったとか、迅速になったとか、何かそういう現象は起きているか。

教育部次長

まず1点目の相談については、はっきりと何とも言えない部分も多々あるが、特に課題配付日等も子どもたちの様子を見ながら、やはり一番報道もされているように DV 関係も気にしていかななくてはならないというところもある。大切なのはそういう時に見ていく、または、ご家庭に電話するという機会もあるので、そんなにはとれないが、そういうところで情報を吸い上げているというところもある。たしかに件数的には、まだ学校がやっていないというところで、なかなか相談できない部分も多々あると思っている。それが減っている原因かどうかというのは、はっきり言ってなんとも言えないところかと思っている。それと SNS、これは一概には言えないが、匿名という部分もあるので、電話しやすいところもあるかと思う。一概にこれが SNS という部分にはならないが、ただ匿名という部分で少し話を聞いていただける、というところは多少あるかと感じている。

山田委員

仮に課題のあるご家庭があったとしても、今の親子が自粛で家に籠っている中で、それがしづらい可能性もあり、そこで課題のある方がアクションを起こせない場合ということも考えて、先生方が電話したり、訪問は今できないと思うので、大丈夫かという声掛けするようなことはされているのだと思うのだが、どれくらい頻繁にしているかとか、こういったような問題を発見しやすいようなアクションというものは学校側がどのように起こしているかというのが、後ほどでも結構だが、教えていただきたい。

教育部次長

学校から電話すると言っても、まずそんなに電話の回線もない。大きい学校だと 700 人に電話するとなると、特に3月のところで聞いていると、1回電話するだけでも一週間ぐらいかかってしまったり、保護者がいなかったりとかそういうことである。今回電話の回線を少し増やして、そういうところも対応できるようにしているところなのだが、学校によってそのあたりは違いがあるため、いつどのように電話しているかというのは聞いていないのだが、ただそのようなことをしていくということは聞いている。

安良岡教育長

気になる家庭のところは頻繁に連絡を取っているとは思っているのだが、そうでないところは家庭にお願いしている部分はかなり大きいのかとは思っている。あとは子ども相談課とも連携しながら、何かそういう相談があれば学校も関わりを持っていくという対応は今取っているところ

かと思う。

齋藤委員

今のお話だが、保護者から伺ったりするところによると、先生方が家庭訪問ではなくて、地域訪問で動いているということで、何かの時にそこを先生たちが見かけるということも心強さになっているのだろう。それからどういう内容を決めているか分からないのだが、子どもの家に電話をかける、連絡をする、学年とか、そういう取組をしている学校もあると聞いている。そういう点からいくと、子どもたちを安全に守っていかなければいけないという姿勢を先生方も教育委員会も皆持っていてくれている。今後学校が始まったらもっと大変なこともあるかと思うので、先程お話があったように、小学校にも月2回相談員を派遣しているかと思うが、それをもっとやっていき時間というか、その人が絶えず学校にいられるような、もっと時間的にも精神的にも頼っていけるような環境を作っていかなければならないというつもを考えているのだが、そのようなことを改めて強く感じた。

(報告事項エは了承された)

オ 行事予定について（令和2年（2020年）5月20日～令和2年（2020年）6月30日）

安良岡教育長

次に報告事項のオ「行事予定」については特に伝えたい行事等があればお願いします。

教育部次長兼教育総務課担当課長

教育部に関連してなのだが、1番の吉屋信子記念館の一般公開については、毎年春の一般公開として予定していたものであり、今後の状況とか鎌倉市の基本方針によって今後の一般公開の判断を行っていきたいと考えており、こちらは毎年掲載している内容を掲載させていただいたということになる。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

記載の行事予定であるが、本来であれば、議案集15ページ記載の特別陳列等を予定しているが、こちらもコロナ禍の休館に伴い現在休止中である。記載については予定ということで参考に掲載させていただいたのでご了承いただきたい。

(質問・意見)

安良岡教育長

休館が終わればこれが再開できるという方向でよろしいか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

もし再開になった場合に、こちらの行事については準備が間に合わないので、この内容での再開というのは困難かと思っている。ただし開館の場合は、他のもので、何か我々がすぐにご用意できるもので、こちらの展示を考えている。

安良岡教育長

いつもは図書館のものもいろいろと、学習センターもたくさんあるが、今は活動休止中であるので何にもないということである。

(行事予定はそれぞれ了承された)

2 議案第7号 鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について

安良岡教育長

次に日程2、議案第7号である。「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

日程2、議案第7号「鎌倉市文化財専門委員会委員の委嘱について」、提案の理由をご説明する。議案集の16ページから17ページをご覧いただきたい。鎌倉市文化財専門委員会委員については、鎌倉市文化財保護条例第6条の規定により、定数10名、任期2年と定められ、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱することとなっている。現委員の任期は令和2年5月31日をもって満了となる。この度新しく委員委嘱を予定している委員の方々は、別紙「委嘱予定」の名簿のとおり、大野敏他9名である。このうち9名が再任、1名が新任である。任期は令和2年6月1日から令和4年5月31日までの2年間となる。

(質問・意見)

安良岡教育長

皆さんそれぞれ専門の方を、長くお願いしているのか、それともそんなに長くはないのか。

歴史まちづくり推進担当担当次長兼文化財部次長兼文化財施設課長

今回、委嘱予定の委員10名については、1番長い方が高橋氏であり、平成22年6月からの委嘱となっている。その他の方については平成28年からの初委嘱からだいたい3期目を迎えられている方が多い状況である。

(採決の結果、議案第7号は原案のとおり可決された)

3 議案第8号 令和3年度使用教科用図書の採択方針の一部変更について

安良岡教育長

次に日程3、議案第8号「令和3年度使用教科用図書の採択方針の一部変更について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育部次長

日程3、議案第8号「令和3年度使用教科用図書の採択方針の一部変更について」ご説明する。議案集その2、1ページと2ページをご参照いただきたい。令和3年度使用教科用図書の採択方針については、4月定例教育委員会において議決していただいたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として採択方針の一部を変更しようとするものである。変更箇所は「4 その他」において、一般市民向けには鎌倉市教育委員会にて、6月に教科用図書の見本の展示会を実施する、となっているが、現在新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出ていないことから感染の拡大防止対策として、開催時期を7月に変更するものである。7月に開催する際についても対応を十分にした上で開催をしたいと考えている。

(質問・意見)

下平委員

「4 その他」のところの、その前の部分の5月から6月の中学校で巡回展示というのはどのようなのか。

教育部次長

巡回展示というのはそのまま予定どおり学校に教科書をお渡しして調査していただくことになっている。

下平委員

5月中もやっているのか。

教育部次長

これから行う予定である。

安良岡教育長

これは市民の皆さんへの展示が6月という予定だったものを7月に変えるということでしょうか。

教育部次長

そのとおりである。

(採決の結果、議案第8号は原案のとおり可決された)

安良岡教育長

それでは日程の4及び日程の5は非公開とするので、傍聴者及び関係者職員以外の退席をよろしくお願いします。

非公開

4 協議事項 令和2年度鎌倉市一般会計補正予算(教育委員会所管部分)について

5 協議事項 市立小学校及び中学校並びに教育委員会施設の再開方針について

安良岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって、5月定例会を終了する。